

会館利用規約

(2024年6月改正)

中町蔵の会館(中町・蔵シック館)は、中町に隣接する宮村町にあった造り酒屋「大禮(たいれい)酒造」の母屋・土蔵・離れの3棟を現地に移築し、平成8年に開館した松本市の施設です。指定管理者制度により「中町(蔵のある)まちづくり推進協議会」が指定管理者となり、管理運営業務は「管理運営委員会」が担当しています。

母屋と離れは、中町にお越しいただいた観光客をはじめ、どなたでも無料でご覧いただけるよう開放しています。

【休館日】 12月29日から翌年の1月3日まで

お部屋をご利用の際は、下記の事項をご確認いただいた上で、お申し込み下さい。

1. 利用目的及び禁止事項

当館は 展示、会議、講演会、各種教室の運営等、地域住民、学校、企業、各種団体等が、自らの自己実現や地域の交流に寄与する活動のために、使用することを目的としたものです。

以下のいずれかに該当する場合はお申し込みの取り消し、または ご利用をご遠慮いただく場合がございます。その際に生じた損害責任はご利用者にご負担いただきますので、予めご了承下さい。

- ① 申し込み時の利用目的、利用方法が事実と反した場合
- ② 他の利用者、関係者、及び近隣地域住民に迷惑を及ぼした場合
- ③ 申し込み利用者が許可なく第三者に転貸した場合
- ④ 宗教活動、及び公序良俗に反する行為を行う場合
- ⑤ 安全管理上、不相当と認めた場合
- ⑥ 常識を超えた備品のお持込みまたは使用をされた場合
- ⑦ 当館職員の指示に従っていただけない場合
- ⑧ 無断でお申し込みの利用時間を超過した場合
- ⑨ ネットワークビジネス等の勧誘活動およびその集会の場合
- ⑩ 暴力団関係者、その他反社会的団体に属する者と認められる場合
- ⑪ 個人情報漏洩する恐れがある場合
- ⑫ 施錠してお部屋を使用した場合
- ⑬ 客席を設けて、館内で飲食する営業の場合

※当館職員が、ご利用状況を確認させて頂く事がありますので、ご了承下さい。

2. 利用申し込み

① 予約受付 利用日の6ヶ月前から受付できます。

(連日利用の場合は、初日が6ヶ月前であれば受付可)

ただし、全館利用を希望される方は7ヶ月前から受付できます。

(**特例1** 申込み日より1週間以内に利用料のご入金をお願いします。

料金納入後のキャンセル・変更は一切受付できません。)

② 利用期間 1週間以上利用を希望される場合、期間内に土・日は1回とします。2回土・日が含まれる利用はできません。また、1週間以内の利用の場合、土、日を含むご利用は、1ヶ月に2回までとします。

ただし、管理運営委員会で認めた場合は、この限りではありません。

③ 申込方法 専用申込用紙に必要事項記入のうえ当館受付に提出下さい。(FAX 申込可能)

仮押さえはできません。

※市の主催・共催行事が優先されます。

※ゴールデンウィーク・クラフトフェア時(5月最終土・日予定)の予約申し込みは、管理運営委員会での審議により決定します。(利用希望者が複数の場合は、公共性が高いものを優先します。)

3. 利用料金と納入

① 利用料金 別紙の利用料金表のとおりです。

② 料金納入 利用日の3ヶ月前に利用料をお持ちいただくか、または振込み(振込み手数料は利用者負担)により納入してください。利用料金の納入がない場合には、申し込み予約は取り消しとなります。

また、利用日まで3ヶ月ない場合の予約は、予約された日に利用料金をお支払いいただきます。その日に納入できない場合は、指定の銀行口座に1週間以内に振り込んでいただき、納入後は一切変更はできません。

☆振込先 松本信用金庫 中町支店(普通預金) No.0196592

口座名: 中町(蔵のある)まちづくり推進協議会

※振込みの場合は金融機関発行の取扱書をもって領収書にかえさせていただきます。

ただし、別途必要な方は、お申し出下さい。

③予約のキャンセル・変更

※ 利用日の3ヶ月以上前であれば、納入の有無に関わらず、キャンセルが可能です。また、キャンセルで納金がある場合、受領した全額を返金いたします。(※特例1は除く)

※ 利用日まで3ヶ月ない場合は、利用料金納入後の取り消しについては、市の条例により受領した料金の返金はいたしません。

(ただし、当館の都合により施設をご利用いただけない場合は利用料金を返金いたします。)

また、利用日の変更もできませんのでご注意ください。

※ 予約の一部日程のキャンセルは、利用者相互の公平な利用と当館の損益回避のためご遠慮ください。キャンセルされる場合は、3ヶ月より前でもキャンセル料を申し受けます。(全日程のキャンセルはこれにおよびません。)

4. 免責および損害賠償

① 火災や搬入物等の盗難・破損事故については、その原因の如何を問わず当館側は一切責任を負いません。

② 利用にあたり利用者の不注意により建造物、備品等に破損、汚損が生じた場合、修繕費のご負担をいただくことがあります。

中町蔵の会館(中町・蔵シック館)

〒390-0811 松本市中央2丁目9番15号

中町(蔵のある)まちづくり推進協議会「管理運営委員会」

TEL&FAX (0263) 36-3053

E-mail: kurassickan@nakamachi.org

http://nakamachi.org/kurassickan/